

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 8 回総会 次第	
日 時	令和 6 年（2024 年）11 月 26 日（火）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	なし
議長（平井会長）	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。
議長（平井会長）	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、10 番 飯田委員、11 番 郷原委員 にお願いします。 次回の現況証明委員については、5 番 小川委員、7 番 和田委員、 にお願いします。
議長（平井会長）	次に、日程 第 1、報告 第 22 号、農地法 第 3 条の 3 の規定による 届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いた します。 事務局から報告をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第 1、報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分について、以降は着席してご報告 します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出に ついて、10 月 11 日から 11 月 8 日までに受理し、処理した案件につい て報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の 1 ページの番号 1 と、2 ページ の整理番号 1 の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報 告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 9 月 30 日に相続により届出者が所有権を取得 し、令和 6 年 11 月 5 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長（平井会長）	次に、日程 第 2、報告 第 23 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の 規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告に ついて、4 件、報告いたします。

	事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第23号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について10月11日から11月8日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～8ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年11月8日に専用住宅へ転用のため、令和6年10月21日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年11月10日に店舗兼住宅へ転用のため、令和6年11月5日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年11月11日に駐車場及び通路へ転用のため、令和6年10月31日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号4と、8ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年11月15日に駐車場へ転用のため、令和6年11月11日に専決処分いたしました。 以上4件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第24号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第24号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法

	第5条の届出について、10月11日から11月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の9～12ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 9ページの番号1と、10ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年12月1日に専用住宅へ転用のため、令和6年10月31日に専決処分いたしました。 続きまして9ページの番号2と、11ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年12月25日に専用住宅へ転用のため、令和6年11月11日に専決処分いたしました。 続きまして9ページの番号3と、12ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年4月1日に専用住宅へ転用のため、令和6年11月11日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第4、議案第19号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	日程第4、議案第19号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について説明いたします。 お手元の送付資料13ページの議案書、14～16ページの議案第19号参考資料をご覧ください。 被相続人の氏名、相続人の住所・氏名、特例農地等については、お手元の資料のとおりです。 相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。 納税猶予の対象についてですが、鎌倉市は三大都市圏特定市に指定されているため、市街化調整区域内の農地と市街化区域内で生産緑地の指定を受けた農地のみが納税猶予を受けることができます。

	東京国税局長から20年間の終期を迎えるにあたり、納税猶予を受けた特例農地の全てが、申告時と同等に耕作されていることを確認するための依頼があったものです。 本日の総会でご承認いただければ、東京国税局納税猶予担当宛てに相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告を行い、猶予を受けた相続税額の免除が確定することとなります。 なお、対象の農地は全て市街化調整区域にあります。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3 番 (小島委員)	議長。3 番。11月19日 (火) 午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われており、特段の問題は無いものと思われまます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
11 番 (郷原委員)	今回の申請は旧制度が適用されているので 20 年で納税猶予の免除が確定したということによろしいですか。
事務局(秋山補佐)	はい。以前は 20 年で確定していましたが、新制度に代わって以降は、終身営農の条件をもって確定されることとなっています。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 19 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第19号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 5、議案第 20 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 5、議案第20号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 資料は17ページ及び18ページになりますが、この相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。 納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。

	納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本案件は、市街化区域内の生産緑地であり、納税猶予の対象となります。 改めてお手元の送付資料17ページの議案書及び18ページの議案第20号参考資料をご覧ください。 本案件は、被相続人の死亡により令和6年2月26日に相続が発生したことに伴い、相続人から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 なお、相続開始年月日の翌日が相続人の農業経営開始年月日です。 相続人は病院勤務ではあるものの、当該地については、継続して適切に維持・管理していくことを確認しており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で、説明を終わります
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4 番 (小泉委員)	議長。4 番。11 月 19 日 (火) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、大根の作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
11 番 (郷原委員)	先日の農地相談会で、特定生産緑地制度は、期限が 10 年だということを聞いたが、そんな期限の生産緑地制度はあるのですか。
事務局(秋山補佐)	はい。生産緑地の指定から 30 年が経過すると、生産緑地として引き続き営農する場合、10 年間延長する特定生産緑地が創設されました。特定生産緑地に指定後、10 年ごとに継続判断が可能となりますが、相続税の納税猶予は終身営農が条件ですので、納税猶予を受け続けるとなると 10 年後も特定生産緑地として継続して営農していかなければならないということにはなります。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 20 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 20 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 6、議案 第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第 6、議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料19ページの議案書、20ページの議案第21号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当り 36 円で、年間 32,100 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 200 日で、法人の代表取締役兼構成員として 1 名で営農するとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3 番(小島委員)	議長。3 番。11 月 19 日(火)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ブドウの作付けが行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 21 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 21 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 7、議案 第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第7、議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料21ページの議案書、22ページの議案第22号参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、年間 20,500 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 330 日で、農業従事者 1 名と農業補助者 1 名で営農することです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4 番(小泉委員)	議長。4 番。11月19日(火)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、白菜、カブ等が作付けされておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま

	す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 22 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第22号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 8、その他、諸般の報告について、6 件、報告いた します。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第 8、その他、諸般の報告について、6 件、報告いた します。 諸般の報告 1、令和 6 年度神奈川県農業会議農政活動協力金(賛 助会費)の募金集めについて、報告いたします。 資料の配付はございません。 委員の皆さまには、お忙しい中、集金にご協力をいただき、あ りがとうございました。 今年度は、合計 191 件 114,600 円を集めることができました。 前年度と比較しますと件数で 2 件、1,200 円の増加でした。(前 年度、合計 189 件 113,400 円) 集計した協力金については、11 月 15 日(金)に湘南地区農業委 員会連合会へ振込みしました。 ご協力、ありがとうございました。 次に、諸般の報告 2、令和 6 年度湘南地区連合会研修会の開催に ついて、ご報告します。 10月の総会で開催日時等はお伝えしていますが、改めてご案内し ます。 この研修会は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の 3 市 1 町で 構成する、湘南地区 農業委員会 連合会が、農業委員の 皆様を 対 象に 実施するものです。 場所は、藤沢商工会議所ミナパーク 6 階 多目的ホール 1・2 で、 12月 6 日(金) 午後 2 時から 農家の相続対策、地域計画の策定等 についての研修が予定されています。 当日は現地集合、現地解散となりますので宜しくお願いいたしま す。 また、落合委員、市川委員は、所用の為、欠席となりますが、他 委員の方については、全員参加となりますので、宜しくお願いいた します。

次に、諸般の報告 3、農地相談会の結果及び次回の開催日程について、報告いたします。

今年度 2 回目の農地相談会を 10 月 16 日（水）に J A さがみ玉縄支店で実施しました。

最適化活動の一環として、農業委員の方にも 1 名参加をお願いしており、郷原委員に参加していただきました。

相談件数は 1 件で、特定生産緑地に指定されている市民農園を開設・運営していた妻が亡くなり、今後、市民農園を継続して適切に管理していくことができるのか不安であり、特定生産緑地を解除できるのであれば解除したいとの相談がありました。

生産緑地の解除可否については、都市計画課に確認していただくようご案内し、解除できない場合は、市民農園をどのようにして継続していくのか、今後、必要に応じて相談者から連絡が入ることとなりました。

今回の農地相談会は、1 月 22 日（水）を予定しておりますが、議席番号の後ろから順として、二之宮委員にお願いしたいと思えます。近くになりましたら、改めてご連絡いたします。

次に、諸般の報告 4、令和 6 年度鎌倉市農産物品評会特別賞受賞者について、報告いたします。

お手元の「諸般の報告 4 参考資料」の資料をご覧ください。

11 月 23 日（土）に山崎浄化センターにて農産物品評会を行い、同日行われた審査会での審査を経て鎌倉市農業委員会会長賞につきましては、

受賞者は「落合 智一氏」に決定しました。

受賞品目は「ほうれん草」です。

受賞者に対しては、11 月 24 日（日）に実施した優良農業者・漁業者表彰式及び農産物品評会受賞者表彰式にて表彰を行いました。

なお、今回の出品数は 78 点で、昨年度と比較して 42 点少ない出品数となりました。

次に、諸般の報告 5、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。

11 月 18 日（月）に関谷の圃場にて、収穫まつりに向けてジャガイモの収穫と土手の草刈りを行いました。

作業に御協力いただいたみなさま、ありがとうございました。

11 月 24 日（日）の「収穫まつり」では、関谷の圃場で収穫したジャガイモを 1 袋 500g 200 円で販売し、99 袋完売。また、冬瓜を 1 個 200 円で販売し、33 個完売となりました。

収穫まつりでの売り上げ 26,400 円は今後の活動資金として協議会の収入とさせていただきます。

今後の活動についてですが、関谷の圃場については、地権者との間で、令和 6 年 12 月で終了となります。当初の予定では次回の作業日程は、12 月 6 日（金）でしたが、小泉委員、石原委員にご協力い

	ただき、耕うん作業等を行いますので、12月のグループでの活動は中止とさせていただきます。 小泉委員、石原委員につきましては、ご協力よろしくお願いします。 また、新しい圃場の候補地としましては、和田会長を中心に選定しているところで、手広の農地で最終段階に入っております。12月17日（火）に、会長、副会長、担当地域の委員を中心に、現地で農地確認を行い、その上で、遊休農地解消対策協議会での審議を経て新たな候補地での活動をスタートする予定です。 なお、協議会につきましては書面開催とさせていただく予定ですので、その際はご協力よろしくお願いします。 現地での今後の実践活動の詳細については、改めてお知らせします。 次に、諸般の報告6、次回の総会は、12月24日（火）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6年度第8回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 10 番	飯田 亜希子
議事録署名委員 11 番	郷 厚 均